

第八章 規程類の整備

I. 必要な規程類

公的試験研究機関における知的財産管理活用のための規程類には以下のようなものがあります。

1. 守秘管理規程

外部から守秘義務が課された情報をどのように管理するか明らかにしておく必要があります。

他者から提供される守秘義務を課せられた情報を管理する方法について説明します。

(1) 基本理念

情報提供者との間で締結した秘密保持契約を順守するよう管理体制を整備します。

(2) 機関内での管理方法

①秘密の表示の確認

提供される秘密情報に秘密表示が施されているか確認し、表示がなければ提供者にその旨を申し出て秘密表示をしてもらいます。

②アクセス権者の指定

どの秘密情報に誰がアクセス可能なかを定め、権限がない者はその情報にアクセスできないようにします。

③保管

秘密情報が記載、記録されている媒体は保管庫にアクセス権者のみが解錠できるように施錠して保管します。

専用のスペースやサーバなどに分離保管することも有効です。

④持ち出し、複製

(a) 原則禁止としますが、認める場合は責任者の許可制とするなどのルールを定めます。

(b) 持ち出し、複製の禁止の表示を行います。

⑤返却・廃棄

秘密情報が記載、記録されている媒体は使用後提供者側に返却します。提供された情報が確実に返却されるように提供情報のリストを作成しておき、返却時にチェックすることが有効です。不要になった媒体の廃棄まで委任されている場合は書類ではシュレッダーにかけ、記録媒体では物理的に破壊するなどして情報の復元が不可能な状態にして廃

棄します。この場合、確実に廃棄した証拠を提供者側に示すことが必要です。

⑥施設等の管理

- (a) 秘密情報が保管されている施設等には「関係者以外立入禁止」などの表示を行います。
- (b) 保管してある部屋やキャビネットなどの保管場所の施錠管理や警備員の配置などをします。
- (c) 施設への入退室の管理を行い、入退室記録を作成するなどします。

⑦インターネットを介した情報漏洩や情報破壊への対策

- (a) 機関内ネットワークに対するファイアウォールの導入を行います。
- (b) 秘密情報を管理するPCやサーバを外部のネットワークに接続しないようにします。
- (c) メールやUSBメモリからのウイルス感染対策を行います。

⑧人的管理

- (a) 機関内の職員(研究員等含む)に対して研修などを通じて情報管理の教育を行います。
- (b) 就業規則や誓約書などにより秘密保持義務を明確にしておきます。

⑨定期的に管理状況の監査を行うことが必要です。

2. 受託研究取扱規程

民間企業や外部機関から委託を受けて研究員等が研究を行いその成果を委託者に報告する場合に、研究の経費や研究の結果発生した発明等の扱いをどうするのか明らかにしておく必要があります。

なお、受託研究取扱規程に関する参考事例としては、ウェブサイトで公開されている国立研究開発法人産業技術総合研究所の「国立研究開発法人産業技術総合研究所受託研究規程¹⁹⁾」や国立研究開発法人海上技術安全研究所の「国立研究開発法人海上技術安全研究所受託研究規程²⁰⁾」、京都大学産官学連携本部の「京都大学委託研究取扱規程²¹⁾」などがありますが、個別具体的な事情に応じて柔軟にカスタマイズすることが必要です。

本規程に関する留意点等は以下の通りです。

(1) 研究経費

経費には設備費、消耗品費、人件費、旅費、光熱水料等の研究遂行に直接必要な「直接経費」と直接経費以外に必要となる経費を勘案して算定する「間接経費」とがあります。

間接経費は国立研究開発法人産業技術総合研究所や国立研究開発法人海上技術安全研究

¹⁹⁾ 国立研究開発法人産業技術総合研究所「国立研究開発法人産業技術総合研究所受託研究規程」(最終アクセス日 2016年3月1日)、https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/jyutakukenkyu.pdf

²⁰⁾ 国立研究開発法人海上技術安全研究所「国立研究開発法人海上技術安全研究所受託研究規程」(最終アクセス日 2016年3月1日)、http://www.nmri.go.jp/achievements/joint_research/index.html

²¹⁾ 京都大学「京都大学受託研究取扱規程」(最終アクセス日 2016年3月1日)、http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000925.html

所などの研究所では直接経費の10～15%としており、大学では文部科学省の通達に基づき30%を標準としています。これらの直接経費と間接経費を合算した金額を受託者は委託者より受領します。

(2) 知的財産権の帰属と出願・維持管理費用の負担

受託研究では研究員等の発明による特許出願等が行われるので一般的には権利を自機関が所有することになります。この場合は出願などの権利化のための費用や登録後の維持管理の費用も自機関の負担となります。

ただし受託研究であっても外部機関の研究員等を受け入れ、両者協同の結果として発明が生じる可能性がある場合はあらかじめ外部機関と自機関とで協議を行い、権利の帰属および費用負担の持ち分などを取決めておくこととなります。

(3) 研究設備の所有権

外部機関との受託研究に関する契約締結後に取得した研究に関わる設備の所有権は自機関のものと定めた規程と、外部機関との協議のうえ決定すると定めた規程とがあります。

3. 共同研究取扱規程

民間企業や外部機関の研究員等と公的試験研究機関の研究員等が共同して研究を行う場合に、研究の経費や研究の結果発生した発明等の扱いをどうするのか明らかにしておく必要があります。

なお、共同研究取扱規程に関する参考事例としては、ウェブサイトで公開されている国立研究開発法人産業技術総合研究所の「国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程²²⁾」や国立研究開発法人海上技術安全研究所の「国立研究開発法人海上技術安全研究所共同研究規程²³⁾」、京都大学産官学連携本部の「京都大学民間等共同研究取扱規程²⁴⁾」などがありますが、個別具体的な事情に応じて柔軟にカスタマイズすることが必要です。

これらの規程は実際に運用されてこそ意味があるので、運用実態を把握し、(1) 規程と実態とのずれはないか、(2) 他の関連する規程との整合性はとれているか、(3) 関連法令との整合性はとれているか、などの観点で年1回など定期的に規程検討委員会を設け、そこで検討をするのがよいでしょう。

本規程に関する留意点等は以下の通りです。

(1) 研究経費

経費には前記「2. 受託研究取扱規程」の項で説明したように「直接経費」と「間接経費」とがあります。

²²⁾ 国立研究開発法人産業技術総合研究所「国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程」(最終アクセス日2016年3月1日)、https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/kyoudou.pdf

²³⁾ 国立研究開発法人海上技術安全研究所「国立研究開発法人海上技術安全研究所共同研究規程」(最終アクセス日2016年3月1日)、http://www.nmri.go.jp/achievements/joint_research/index.html

²⁴⁾ 京都大学「京都大学民間等共同研究取扱規程」(最終アクセス日2016年3月1日)、http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000926.html

間接経費は国立研究開発法人産業技術総合研究所や国立研究開発法人海上技術安全研究所などの研究所では直接経費の10～15%としており、大学では文部科学省の通達に基づき10%を標準としています。

(2) 知的財産権の帰属と出願・維持管理費用の負担

共同研究先と自機関とでその貢献度に応じて権利の持ち分および出願・維持管理費用の負担分を取決めます。ただし費用の負担に関しては、それ以外に原則企業が全額負担するケースや、企業に独占的実施権を許諾した場合に企業が全額負担するケースなどがあります。

(3) 研究設備の所有権

研究に関わる設備の所有権は一般的にその取得費用を負担した機関のものとなります。

(4) 不実施補償

共同研究の相手が企業の場合に、共同出願した特許等を企業が実施して収益を上げても研究機関としては実施ができないため、その不利益分を不実施補償料として企業に請求するものです。不実施補償の有無や条件については、発明の実施機関であり支払をする企業側の立場と発明を実施しない支払を受ける研究機関側の立場では、双方の立場の相違から調整が難しい事項の1つですが、研究成果の地域社会への有効活用の観点から、信頼関係を損なうことなく、互いに納得できる契約内容とすることが求められます。

不実施補償の取組についての一例として、国立研究開発法人産業技術総合研究所では2007年(平成19年)8月30日付けのプレスリリースで「共有する知的財産権の活用方針を緩和」と題して一定の条件下で不実施補償料を請求しない契約も可能とする方針を公表しました²⁵。

さらに、2014年(平成26年)10月30日付けのプレスリリース²⁶で、「企業との連携、成果普及を加速するため、共有知財の取扱い方針を見直す」とし、非独占で自己実施の場合に(他の条件無しに)不実施補償を請求しないことを公表しました。

大学等においては、不実施補償の規程を柔軟に対応することで、企業との共同研究活動・産学連携の促進による研究活動の充実化による重きを置く事例もあります²⁷。

このように、不実施補償については、共同研究の性質、共同研究相手企業等との関係、各公的試験研究機関における知的財産活用の方針等によって、様々な契約条件が考えられるため、個別の事情に応じて、ケース・バイ・ケースで柔軟に対処することが望ましいと考えられます。

²⁵ 国立研究開発法人産業技術総合研究所「共有する知的財産権の活用方針を緩和」(最終アクセス日2016年3月1日)、http://www.aist.go.jp/aist_j/news/pr20070830.html

²⁶ 国立研究開発法人産業技術総合研究所「11月より不実施補償の廃止—企業との連携、成果の普及を加速するため、共有知財の取扱い方針を見直し—」(最終アクセス日2016年3月1日)
http://www.aist.go.jp/aist_j/news/pr20141030.html

²⁷ 一例として、国立大学法人東北大学産学連携推進本部のポリシー参照。「ポリシー・規程等」(最終アクセス日2016年3月1日)
<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/policy/>

4. 職務発明規程

職員の研究開発の成果として生じた発明をどのように取り扱うかを定めるもので、研究員等のモチベーションを高めるためのものであることを念頭におく必要があります。また機関が所属している自治体の職務発明規程との整合性を考慮したうえで機関独自の特徴を加味して作成するのがよいでしょう。さらに職務発明に関連して研究員等の報奨制度も検討する必要があります。

なお、職務発明規程の具体的事例については、特許庁がウェブサイトで公開している「新職務発明制度における手続事例集について²⁸」および「職務発明制度の概要」（61 ページ脚注 41 参照）などがあります。

5. 知的財産評価規程

保有する知的財産の棚卸しを行う場合に、対外的な知的財産の活用も考慮した権利維持要否の判断基準を明らかにしておく必要があります。

なお、知的財産評価の具体的な内容に関しては、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）知的財産戦略センターがウェブサイトで公開している「知財FS型（外国特許出願支援）における評価判定の基本的な考え方²⁹」などがあります。

6. 営業秘密管理規程

ノウハウを含み外部に公開しない情報の基準やそれらの情報が外部に漏洩しないようにするための方策などを明らかにし、周知徹底する必要があります。

なお、営業秘密管理規程に関する詳細は、経済産業省がウェブサイトで公開している「営業秘密～営業秘密を守り活用する～³⁰」などがあります。必要に応じて、外部知的財産専門家のアドバイスを受けることも有益です。³¹

技術やノウハウなどの情報が意図しない外部に漏洩しないよう管理する方法について説明します。

（1）営業秘密の要件

営業秘密として不正競争防止法により保護されるための要件として以下の3点をすべて

²⁸ 特許庁「新職務発明制度における手続事例集について」（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/sinshokumu_hatumi.html

²⁹ 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）知的財産戦略センター「知財FS型（外国特許出願支援）における評価判定の基本的な考え方」（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_x_committee.html

³⁰ 経済産業省「営業秘密～営業秘密を守り活用する～」（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

³¹ 特許庁・独立行政法人工業所有権情報・研修館においては、営業秘密や権利化/秘匿化等の知財戦略について、弁護士等の専門家による無料相談/出張訪問サービスを提供しています。

独立行政法人工業所有権情報・研修館「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密 110 番～」（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）
<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradeseecret/madoguchi.html>

満たすことが必要です。

①秘密管理性：秘密として管理されていること

- (a) 情報にアクセスすることができる者を制限すること。
- (b) 情報にアクセスする者がその情報が秘密であることを認識できること。

②有用性：有用な技術上の情報であること

③非公知性：公然と知られていないこと

(2) 管理方法

①営業秘密の抽出と指定

営業秘密とする情報とそれ以外の情報を区別し、営業秘密とする情報を指定します。

②アクセス権者の指定

どの営業秘密に誰がアクセス可能なかを定めます。

③秘密の表示

営業秘密が記載、記録されている媒体であることを客観的に認識可能な状態にします。媒体に秘密である旨を示すスタンプやシールを貼り付けたり、印刷時に「秘」などの印字を行うなどの方法があります。

④保管

営業秘密が記載、記録されている媒体は保管庫にアクセス権者のみが解錠できるように施錠して保管します。

専用のスペースやサーバなどに分離保管することも有効です。

⑤持ち出し、複製

- (a) 原則禁止としますが、認める場合は責任者の許可制とするなどのルールを定めます。
- (b) 持ち出し、複製の禁止の表示を行います。

⑥回収・廃棄

営業秘密が記載、記録されている媒体は使用後回収します。不要になった媒体は書類ではシュレッダーにかけ、記録媒体では物理的に破壊するなどして情報の復元が不可能な状態にして廃棄します。

⑦施設等の管理

- (a) 「関係者以外立入禁止」などの表示を行います。
- (b) 保管してある部屋やキャビネットなどの保管場所の施錠管理や、警備員の配置などをします。
- (c) 施設への入退室の管理を行い、入退室記録を作成するなどします。

⑧インターネットを介した情報漏洩や情報破壊への対策

- (a) 機関内ネットワークに対するファイアウォールの導入を行います。
- (b) 営業秘密を管理するPCやサーバを外部のネットワークに接続しないようにします。
- (c) メールやUSBメモリからのウイルス感染対策を行います。

⑨人的管理

- (a) 機関内の職員(研究員等含む)に対して研修などを通じて情報管理の教育を行います。
- (b) 就業規則や誓約書などにより秘密保持義務を明確にしておきます。
- (c) 営業秘密を開示する可能性のある取引業者や共同研究の相手などとの間で秘密保持契

約を締結します。

⑩管理状況の監査

定期的に管理状況の監査を行うことが必要です。

なお、参考資料として、経済産業省知的財産政策室 2013 年（平成 25 年）8 月「営業秘密管理の考え方³²⁾」などがあります。

7. 成果有体物取扱規程

特許やノウハウなどの知的財産が関わるサンプルなどを外部に貸与するような場合に、機関内や外部との取決めをどうするか明らかにしておく必要があります。

なお、成果有体物取扱規程に関する詳細は、ウェブサイトで公開されている東京大学産学連携本部の知的財産関連規則「東京大学成果有体物取扱規則³³⁾」や京都大学産官学連携本部「京都大学研究成果有体物取扱規程³⁴⁾」などがあります。

知的財産情報やノウハウが含まれる可能性があるサンプルを外部に提供する場合の留意点を説明します。

- (1) サンプルを外部に提供する場合には通常サンプル提供のための契約(Material Transfer Agreement:MTA)を提供相手と締結します。
- (2) MTA で規定される主な項目は以下のとおりです。
 - ① サンプルの使用目的を明確にし、定められた目的以外の目的では使用しないことを明記します。
 - ② サンプルを使用できる者の範囲を明確に定め、その範囲以外の者に使用させないことを明記します。
 - ③ サンプルとともに関連情報が提供される場合はその関連情報に関して提供相手の秘密保持、目的外の不使用、開示してよい者の範囲、秘密保持期間など秘密保持契約と同様の規程を定めます。
 - ④ 提供されたサンプルを使用して得られた結果の取扱いをどうするかを定めます。その際の主なポイントは以下のとおりです。
 - (a) 得られた結果をサンプル提供者側に提供すること。
 - (b) 秘密保持義務の対象とすること。
 - (c) 得られた結果が特許性を有する発明を含む場合に、出願人をどちらにするのか、共同出願にするのか、権利化を図るための協力義務などについて規定します。

³²⁾ 経済産業省知的財産政策室「営業秘密管理の考え方」（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/slide2-ver_20.pdf

³³⁾ 東京大学産学連携本部「東京大学成果有体物取扱規則」（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/jp/ip/toward_business.html

³⁴⁾ 京都大学産官学連携本部「京都大学研究成果有体物取扱規程」（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/?page_id=17

8. 自治体等の公的試験研究機関の財産管理規程との整合性

知的財産は、自治体又は地方独立行政法人公的試験研究機関の財産として管理されるものであり、自治体又は地方独立行政法人公的試験研究機関が、権利の譲渡や実施許諾に関する特別の規程や要領・様式等を定めている場合があります。したがって、知的財産権の譲渡や知的財産に関する実施許諾を含む知的財産規程の策定・運用マニュアルの策定に当たっては、特別の規程や要領・様式等との整合性に留意する必要があります。

公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公設試活動

事例 20 知的財産活動が初めての農業技術系組織に対する知的財産管理規程類の整備

当公的試験研究機関は、地域農業従事者に対する栽培・防虫・防疫・土壌などの技術相談に応じてきたが、これまで事業課題を知的財産活動の側面から捉えることは少なく知的財産権の出願実績はなかった。今後地域企業や大学との本格的な共同研究・受託研究にも業務が及ぶ可能性があることから規程類の整備に着手した。

公設試知的財産アドバイザーによる公的試験研究機関の知的財産管理・活用診断により、当公的試験研究機関が農業従事者へサンプル等を提供する際のノウハウ管理の在り方を含む課題が抽出された。当公的試験研究機関が所属する自治体職員の間にもあり、自治体の知的財産戦略・職務発明規程、大学の知的財産ポリシー・知的財産管理規程類、県内の農業系公的試験研究機関の知的財産ポリシー・知的財産管理規程類の収集・検討を行った。この調査を基に、自治体としての「知的財産ポリシー」が整備され、また当公的試験研究機関の「成果有体物取扱規程」、「受託研究取扱規程」、「共同研究取扱規程」が整備された。

策定された自治体知的財産ポリシーは、後日自治体と大学等との農産品に関する共同研究推進の発表と合わせ、「農の知的財産の取組み」として自治体トップから記者発表された。これにより、公的試験研究機関職員（研究員含む）のモチベーションが飛躍的に上がった。

事例 21 ワークショップ形式による知的財産関連規程・ルールの改訂

当公的試験研究機関は、知的財産関連規程として「公有財産管理規則」、「職務発明規則」、「職務発明規則実施要綱」、「職務発明にかかる特許権等に関する事務の取扱いについて」、「知的財産指針」、「知的財産関係事務処理要領」及び「特許権実施許諾における一時金の算定について」があった。

現行規程類の対象は、いずれも特許に偏っており、育成者権、商標権、著作権、営業秘密、ノウハウ等の知的財産をも対象とする規程類が望まれた。また、当公的試験研究機関の知的財産活動を更に発展・拡大するには、現行規程類に追加する方法では不十分であり、自らの手で自機関の実態に適合した規程に改定することとした。改定にあたっては、外部知的財産専門家だけによる審議ではなく、規程改定の必要性を感じた者が主体的に参加し、それぞれの知見を持ち寄って思いやアイデアを語り、議論を通じて新しい発見をし、新しい規程を作りだしていくワークショップ形式により、知的財産関連規程類の改定作業が始まった。

このワークショップ活動では、改定の方向性と年度目標が明確にされたばかりでなく、合わせて当公的試験研究機関の関係者の自立意識が高まった。